

会 議 録

1 会議名

第1回上越市障害者差別解消支援地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

(1) 開会（公開）

(2) 議題（公開）

ア 会長、副会長選出

イ 令和5年度の取組について

ウ 令和6年度の取組について

エ その他

3 開催日時

令和6年3月11日（月） 10時から11時まで

4 開催場所

市役所木田第一庁舎 401 会議室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

- ・ 委 員：河合委員、大山委員、西山委員、片桐委員、野口委員、宮野委員、
池亀委員、宮下委員、森本委員、芋川委員、富井委員
- ・ 事務局：福祉課 丸田課長、橘副課長、小松係長、清水主事

8 発言の内容 (要旨)

- (1) 開会
- (2) 挨拶
- (3) 議題

ア 会長、副会長選出

会長に河合委員、副会長に大山委員を選任。

イ 令和5年度の取組について

小松係長：「資料1」「参考資料1～5」により説明。

宮下委員 「参考資料5」のつなぐ窓口は、国で受けた相談を各自治体や府省庁等につなぐ窓口という認識でよいか。

また、相談窓口はどこになるのか。

小松係長 お見込みのとおりである。

事業に関するお問い合わせは、内閣府政策統括官障害者施策担当であり、電話またはメールによる相談窓口がリーフレットに記載されている。

宮下委員 どういった目的で設置されたのか。

小松係長 令和5年3月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針が改定され、「障害者や事業者、都道府県・市区町村等からの相談に対して、法令の説明や適切な相談窓口につなぐ役割を担う国の相談窓口について検討を進めること」が明記された。

これに伴い、内閣府では、障害者差別解消法に関する質問に回答すること及び障害を理由とする差別等に関する相談を自治体・各府省庁等の適切な相談窓口に円滑につなげるための調整・取次を行うことを目的に、令和5年10月16日から令和7年3月下旬まで、試行的に「つなぐ窓口」が設置されたものと認識している。

ウ 令和6年度の取組について

小松係長：「資料2」により説明。

西山委員 当協議会の活動と異なるかもしれないが、1月の能登半島地震を受け、障害をお持ちの方への災害時のきめ細やかな対応について考えていく必要があると感じている。

障害をお持ちの方のご家族は障害を理由に避難を諦めるといった状況もあり、避難場所や避難の仕方が十分に周知できているのか不安を感じている。

様々な障害に応じた対応を行うことは、大きな課題であると承知しているが、緊急時の安全が確保されるように見直しを検討していただきたい。

橘副課長 1月の能登半島地震の発生から、様々な会議の中で災害時の支援についてご意見をいただいている。

災害時に支援が必要な方の避難所と連絡調整を行うほか、それぞれのお持ちの障害に応じた対応を危機管理課で検証している。

当課としても担当部局と情報共有を行いながら進めていきたい。

片桐委員 上越市第7期障害者福祉計画・第3貴障害児福祉計画に係るニーズアンケート調査で障害があることで差別や嫌な思いをしたことがあるとの回答が34.4%と高い数値であるが、市への情報提供はないことから、当事者が相談できていないことが分かる。

例えば、障害福祉サービス利用者のモニタリング会議の中で、不当な差別的扱いや合理的配慮の提供について、相談支援専門員から利用者に聞いてもらうのはどうか。

小松係長 市内の相談支援事業所の業務負担も伺いながら検討していきたい。

片桐委員 相談事案があった際の流れについて、事業所向けに周知を行っていたが、次年度も引き続き事業所への情報提供を行っていくのがよい。

西山委員 人権擁護委員会では、相談業務を行っており、障害者や高齢者、ひきこもりなどの相談窓口である地域包括支援センターへつないでいく事案がある。

地域包括支援センターではどのようなケースの相談がどの程度あるのか。

小松係長 個別の相談件数は承知していないが、全体としては、令和3年度が453人、令和4年度は532人、令和5年度12月末時点で514人の相談を受けている。

相談件数は毎年増加しており、相談内容についても、複雑化・多様化している。

大山委員 障害をお持ちの方が65歳になり、障害福祉サービスの相談支援専門員から介護保険のケアマネジャーに担当が変わったとしても、本来の障害といったところは変わるわけではなく、差別に関する意識をケアマネジャーが持っている必要がある。

居宅介護支援事業所にも周知・啓発を行っていただきたい。

小松係長 現在は、法人宛に周知・啓発を行っているため、居宅介護支援事業所や介護保険事業所まで行き届いていないことが考えられる。

高齢者支援課と連携を図りながら、効果的な周知を検討していく。

池亀委員 実際にどのようなケースが差別にあたるのか、当病院のワーカーの中でも悩むことが多い。具体的なケースを挙げて、周知していただけると相談につながるのではないかと思われる。

また、相談を受けた際に、大事にならないようにと言われる当事者の方もおり、どのように対応するのか明確になっていると相談しやすさに繋がってくると思われる。

小松係長 具体的な例については、内閣府で作成している資料やパンフレットを活用しながら周知を行っている。

相談の流れや対応については、上越市「障害を理由とする差別に関する相談フローチャート」を作成し、情報提供の依頼を文書で行っているが、まだ周知が行き届いていない場合があるかもしれないことから、研修会等の機会をとらえて引き続き周知を行っていきたいと考えている。

片桐委員 障害者差別にあたる具体的なケースとして、H30年に職場での差別事案があったが、これは障害者差別だけでなく障害者虐待の可能性や、労働基準法ではハラスメントに当たる可能性もある。

差別にあたるのか、そうではないのかといったところは、当事者側で判断せず相談してもらいたい。受け取る側も疑わしき事例は、とにかく相談を受けることが大事だと思っている。

エ その他

(意見なし)

9 問合せ先

福祉部福祉課 TEL : 025-520-5694

E-mail : fukusi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。